

システムリスク管理ポリシー

Coin Master 株式会社（以下、「当社」といいます）は、システムリスク管理を経営の最重要事項の一つと位置付け、暗号資産交換業者としての社会的責任を十分に果たすために、当社が使用する情報システムに関するシステムリスクを管理し、その未然防止及び顕在化した際の損失の最小化を図るための基本方針として「システムリスク管理ポリシー」を定めています。

（目的）

第1条 本方針は、当社がシステムリスク管理を維持・向上する上で、必要となる基本的な考え方を定めたものであり、当社のシステムリスク管理の考え方の根幹となるものです。

（定義）

第2条 本方針で用いる主な用語及び定義は以下のとおりです。

1 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの。

2 システムリスク

当社が使用する情報システムの安全性、信頼性、効率性、有効性、遵守性を阻害する事象であり、特にお客様や当社に不利益を与えるもの。

（本方針の位置づけ）

第3条 本方針は、システム関連文書の最上位に位置します。

（適用範囲）

第4条 本方針の適用範囲は、当社が利用する全ての情報システム及び関連業務とします。

（適用対象者）

第5条 本方針の適用対象者は、当社の組織内にて、直接又は間接に、当社の指揮監督を受けて、当社の業務に従事している全ての従業員、及び当社が使用する情報システムに関わる外部委託先（クラウドサービス業者を含む）を言います。

従業員には、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、当社との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員等）を含みます。

（管理体制）

第6条 当社のシステムリスク管理の維持・向上を推進するための組織を設置し、システム開発運用やセキュリティ等に係る専門性をもった人材の確保と育成に努めるとともに、それぞれの従業員の職務と権限を明確にします。

なお、システムリスク管理実施の最高責任者は代表取締役とします。

（管理手法）

第7条 システムリスク管理態勢の整備に当たっては、当社が使用する情報システムに関するシステムリスクの種類や所在を特定し、脅威及び脆弱性を分析した上で、お客様や当社への影響や対応の必要性等の評価結果に基づき、対応策を検討して対応計画を策定します。

（教育・周知）

第8条 全ての従業員に対して、本方針及び本方針に基づき定められたスタンダード・基準等を遵守するよう教育・周知を行います。

(遵守義務)

第9条 全ての従業員は、システムリスク管理の重要性を認識した上で、本方針及び本方針に基づき定められたスタンダード・基準等を遵守します。

(監査)

第10条 システムリスク管理態勢の有効性及び妥当性の確認は、自主点検、内部監査、外部監査等により行います。

(罰則)

第11条 本方針及び本方針に基づき定められたスタンダード・基準等の遵守を、適用対象者が怠った場合、就業規則に基づいた懲戒処分又は法的処分の対象となる場合があります。

(制定及び改廃)

第12条 本方針の制定及び改廃は、規程管理規程に定めます。

(所管)

第13条 本規程の所管は、コンプライアンス・リスク管理部とします。

2019年2月12日 制定

2019年8月28日 改正

2020年5月1日 改正

2021年1月15日 改正

2021年2月24日 改正

2022年12月28日 改正